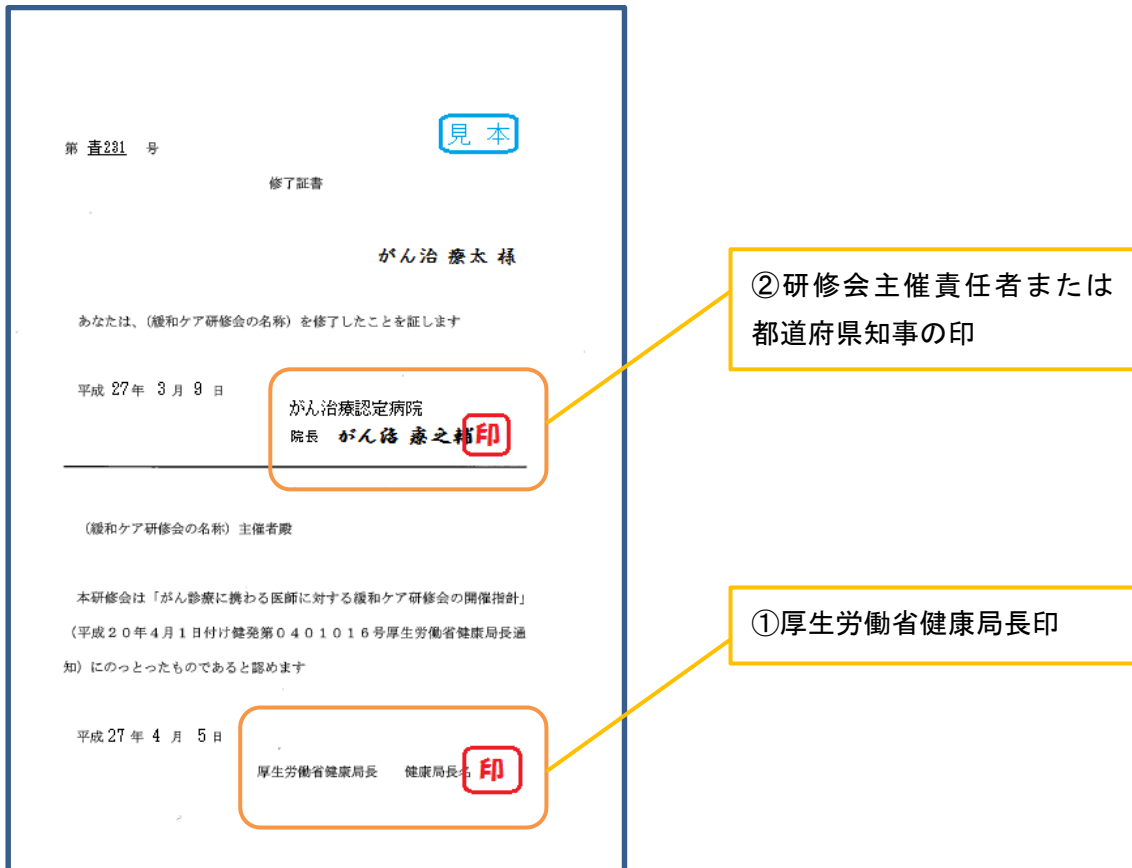


## 緩和ケア研修会修了証書のコピー提出の注意点



注 1) 以下①および②の押印がないものは修了証書として認められません。

①厚生労働省健康局長印

②研修会主催責任者または都道府県知事の印（両方の押印でも可）

注 2) 印影がみえるようにコピーすること。

<緩和ケア研修会修了証書を紛失した場合>

研修会主催責任者または各都道府県にて『修了証明書』発行の手続きを取ってください。

当機構では、再発行に関するお問合せ・手続きにつきましては対応できかねますので、ご了承ください。

注 3) 『修了証明書』は、研修会主催責任者または都道府県知事の印が押印されている場合にのみ有効です（厚生労働省健康局長印は省略可）。

注 4) 印影がみえるようにコピーすること。

<緩和ケア研修会修了証明とみなされるもの>

下表の指導者研修会を修了している場合は、緩和ケア研修会修了とみなされます。

指導者研修会修了証書のコピーをご提出ください。

主催者	研修会名
日本緩和医療学会	緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会
国立がん研究センター	緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会

以上